令和２年６月１日
吹田市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る市立小・中学校の臨時休業の考え方について

１　臨時休業の基準について

感染レベル	感染状況等	臨時休業の範囲
小 ↓ 大	（１）学校で感染者なし ※学校以外の感染源による濃厚接触者や同居家族がＰＣＲ検査となった場合を含む	－
	（２）学校で感染者が確認されたとき ※２週間以上登校・出勤のない者を除く	当該校のみ
	（３）特定（警戒）都道府県に指定され、かつ、特定区域内において複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生したとき	特定区域の学校 ※中学校ブロックを想定
	（４）特定（警戒）都道府県に指定され、かつ、複数の特定区域において複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生したとき	市内全小中学校

※市内の感染状況や学校での感染者数に応じて、関係機関と調整し臨時休業の範囲を総合的に判断する。

２　臨時休業の期間について

感染確認日の当日を含め一旦３日間臨時休業とし、保健所と相談の上、必要な期間を延長する。

（３日間の作業：濃厚接触者リスト作成・消毒・体制づくり他）